

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
(3) 情報提供をはじめとする就職支援	<p>【O*NET (Occupational Information Network/Online)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1998年10月 管理運営主体 国立 O*NET 協会 (O*NET Consortium) 具体的内容 インターネット上で公表されている (http://online.onetcenter.org) 職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。 <p>※ このほか、就職困難な若者を対象とした「WIA 若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)」がある(2(3)参照)。</p>	<p>【コネクションズ・サービス】 2(3)を参照。</p> <p>【イギリス政府サイト(Directgov)ー若年者(Young People)ー】 教育や就職などに興味を持った者がスムーズに支援や訓練を受けられるように、各種ページとリンクするなどにより、情報提供を行っている。</p>	<p>【仕事に関する博物館】 バーデン-ヴュルテンベルク州のマンハイムには、州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では、繊維技術機械工業の発達、自動車製造、化学と電気技術、エネルギー、鉄道と道路、技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに、働く人々の生活と技術を体験・見聞できるように展示が工夫されている。 バイエル州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は、農業、鉱業、航空工学から、鉄道、機械、宇宙に至るまで、ドイツの科学技術を若い世代に引き継ぎ、学ばせるための博物館である。 これらの施設では、若年者を含め、人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。</p> <p>【職業情報センター(BIZ)】 各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心に、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。</p>	<p>【しごと館(Cite des metiers)】 職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有し、常時、予約なしで個別相談を受けられ、無料の就職フォーラム等に参加することができる。</p> <p>【地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1989年 管理運営主体 国、地方公共団体 対象者及び適用要件 16~25歳の若年者 具体的内容 社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等様々な支援を行う。 <p>※ このほか、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」、「青少年情報・資料センター(CIDJ)」、「青年情報センター(CIJ)」、「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。</p>

2 困難な状況にある若者に対する施策

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
(1) 若者に対する義務付け		【若年向けニューディール】 次項参照	【労働機会提供(1ユーロジョブ)】 3(2)参照。	
(2) 教育・訓練の機会の提供	<p>【ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1964年 管理運営主体 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps office)、6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブコアセンター。 対象者及び適用要件 16歳~24歳までの経済的に不利な立場にある青少年。 具体的内容 参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。 参加期間は、原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高卒卒業者と同様の素養を身につけていることの証明証書)の資格を取得可能。 	<p>【若年向けニューディール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1998年4月に全国導入 管理運営主体 ジョブセンタープラス 対象者及び適用要件 18~24歳の若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給しているすべての者。 具体的内容 参加者にはパーソナル・アドバイザーが付けられる。参加を拒否した者は、求職者給付の受給資格を失う。 プログラムは次の順に進められる。 <p>①ゲートウェイ 就職相談と集中的な求職支援サービス(最長4か月)</p> <p>②オプション ゲートウェイ期間中に仕事を見つけれなかった者が以下のいずれかのプログラムに強制参加</p> <p>(7) 地方公共団体等での就労 (1) 公的環境保護事業での就労 (9) フルタイムの教育や訓練の受講</p> <p>(I) 自営業開始準備</p> <p>③フォローアップ ①及び②の段階で就職できなかった者が参加。助言等の就職活動支援を受けることができる(26週間)。</p>	<p>【職業準備年(BVJ)】 個人的・家庭の経済的・社会的理由によって義務教育を辞めた、又は授業についていけない者で、職業訓練を受ける(職業養成訓練生になる)機会を得られない者を対象にした制度である。 フルタイムの職業教育を行う。生徒は、BVJを行うことで職業学校における修学義務を果たしたものと認められ、またハウプトシューレの卒業単位にも充当できる。</p> <p>【職業基礎学習年(BGJ)】 職業学校におけるプログラム。 ①1年間のフルタイムの授業か、②1年間のパートタイムの授業(同時にパートタイムでの事業所における職業訓練)である。 対象となるのは、主にハウプトシューレの修了を予定している若年者(職業教育義務がある)で、職業養成訓練生としての雇用の場を見つけれなかった者。 その者が職業養成訓練生になった場合に事業主の許で行ったであろう職業養成訓練を、国が提供する。</p>	<p>【雇用支援契約(CAE)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2005年5月1日 管理運営主体 雇用庁(ANPE) 対象者及び適用要件 長期的な失業で就職が困難な者 具体的内容 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 <p>【熟練契約(Contrat de professionalisation)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2004年11月 管理運営主体 地方が主導的役割 対象者及び適用要件 16~25歳の若者及び26歳以上の求職者 具体的内容 対象者は事業主との間で雇用契約を締結。被用者となった者は、職業訓練機関又は職業訓練を行う企業と訓練協定を結び、職業訓練を受けながら、社会で通用する資格取得や就職・再就職を可能とする

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
(3) 就職等に関する相談支援	<p>【WIA 若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1998年 ・管理運営主体 連邦労働省(U.S. Department of Labor/DOL)が資金提供し、各州政府が実施。 ・対象者及び適用要件 14～21歳の就職困難者。 ・具体的内容 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop [Career] Center)と提携した地方公共団体で実施される、14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム 	<p>【若年向けニューディール】 前項参照</p> <p>【コネクションズ・サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2001年4月 ・管理運営主体 教育技能省などの省庁、学校や企業やNPO法人など、様々な機関の連携により運営。 ・対象者及び適用要件 13～19歳までのイングランド在住の全ての若年者 ・具体的内容 パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者の全ての問題に対して支援を行う。このほか、電話、電子メール等により若者からの相談を受け付けるコネクションズ・ダイレクト等が行われている。 	<p>【職業相談・紹介サービス向上の取組み】</p> <p>25歳未満の若年者に、①職を与える(紹介する)、②職業養成訓練の機会を与える、③就労等の機会を与えるべく、公共職業紹介機関において、(若年)求職者一人一人にオーダーメイドの指導・助言を与えることを重視する観点から、ケースマネジャー式の職業指導の体制整備の導入が図られた。現在は若年者75人に1人のケースワーカーを配置することとされている。</p>	<p>【TRACEプログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1998年7月 ・管理運営主体 各自治体 ・対象者及び適用要件 学位や職業資格を得ないままに学業を終えた若者等、最も就職が困難な若年者 ・具体的内容 同一の相談員が、社会参入の道筋を立て、求職活動と職業訓練に関してアドバイスする。具体的には、①職業能力診断、社会参入支援、②職業訓練研修、③就労の経験、④雇用支援措置のアクセス、⑤単発的金銭支援、⑥医療及び住居へのアクセスなど。 <p>※ このほか、低水準資格しか持たない若年者を対象とした「社会生活参入契約(CIVIS)」、失業者等を対象とした「ニュースタート」及び「雇用復帰支援計画(PARE)」がある。また、地域ミッションセンター(Missions Locales)及び受入・情報・指導常設センター(PAIO)では、社会生活・職業生活への参入に向けた個別指導等が行われている。</p>

3 就業機会を拡大するための施策

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
(1) 最低賃金、社会保険料等に関する施策	<p>【若年労働者に対する最低賃金の特例(連邦レベル)】</p> <p>20歳未満の労働者に対しては、勤務開始から90日間は、4.25ドル/時の最低賃金が適用される。90日経過後、又は労働者が20歳になった時点で、通常の労働者の最低賃金である5.15ドル/時が適用される。</p>	<p>【若年者に対する最低賃金の特例】</p> <p>①22歳以上(通常の労働者)：5.05ポンド。ただし、22歳以上で新規に雇用された者で政府が認定する資格に向けた訓練コースに参加している者については、最初の6か月について4.25ポンド。</p> <p>②18～21歳：4.25ポンド</p> <p>③16～17歳：3.00ポンド</p>		<p>【若年者に対する最低賃金の特例】</p> <p>①年少者 入職後6か月に達するまで、17才未満の者は20%、17才の者は10%、最低賃金額(SMIC)を減額可。</p> <p>②養成訓練契約による訓練生 年齢と訓練期間に応じて、最低賃金額を22～75%減額することができる。</p> <p>【雇用主の社会保険料の減免等】 雇用支援契約(CAE)などの特別な雇用契約を結んだ事業主に対して、社会保険負担の軽減、補助金の支給が行われる。</p>
(2) 直接雇用的な雇用創出政策		<p>【若年向けニューディール】</p> <p>最長4か月のカウンセリング等にもかかわらず仕事を見つけれなかった者について、これらの者を雇い入れる事業主への助成金支給や、地方公共団体・ボランティア部門での短期就労などといった形の雇用を提供している。</p> <p>2(2)を参照。</p>	<p>【労働機会提供(1ユーロジョブ)】</p> <p>各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場へ参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少なから手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。</p> <p>※ このほか、東部ドイツにおける失業等に対応するため行われるようになった「雇用創出策(ABM)」がある。</p>	<p>【企業における若年者契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2002年7月1日 ・管理運営主体 全国商工業雇用連合(UNEDIC) ・対象者及び適用要件 16～22歳の若年者、23～24歳であって資格水準5又は6の者等 ・具体的内容 全国商工業雇用連合(UNEDIC)に加盟する企業又は事業所と期間の定めのない雇用契約を締結。国から雇用主に対する金銭支援あり。 ・利用状況 2004年末で約20万人 <p>※ このほか、地方公共団体等が雇用主となる「若年者雇用計画」等がある。</p>